

葛城市立学校 新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン  
(令和5年4月1日改訂)

令和5年4月1日  
葛城市教育委員会

葛城市立学校では、以下のことを原則として、校内での感染症対策に万全を期すようにいたします。

なお、本ガイドラインは、令和2年6月1日に、文部科学省が示した『新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン』（令和2年3月24日）、『教育活動の再開等に関するQ&A』、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』（令和5年4月1日）、等に基づき、葛城市教育委員会が学校医、学校薬剤師及び葛城市健康増進課等からの指導を仰ぎ、学校運営上とるべき感染症リスクを低減するための指針を示したガイドラインを改訂するものです。

本指針は、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」（令和5年3月17日付け文科省通知）及び県立学校における「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン（令和5年4月1日改訂）」に示された内容を受けて改訂したものです。

## 1 感染拡大防止のための原則

### (1) 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

学校においては、感染リスクの高い活動に注意しつつ、地域の感染状況に応じた感染症対策を徹底し、学校教育活動を継続していくことが重要です。具体的には、「3つの密（密閉、密集、密接）を避ける」「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」「換気」など基本的な感染対策を継続するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要です。

### (2) 学校教育活動における感染症対策等

感染症対策として「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」がポイントであることを踏まえ、以下の取組を行います。

1. 家庭と連携し、登校前に毎朝の検温及び健康観察の要請を行います。
2. 発熱等の風邪の症状が見られる児童・生徒は自宅で休養させることを徹底します。  
(この場合、欠席扱いにはなりません。)
3. 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合は、当該児童・生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。
4. 児童・生徒等が登校後に発熱した場合については、原則として、保護者の迎えを要請します。なお、学校での待機については、保健室以外の別室を設けるなど他の者との接触を可能な限り避けるよう配慮します。
5. 学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。ただし、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マス

クの着用が推奨される場面においては、児童・生徒等及び教職員についても、マスクを着用することが推奨されます。また、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童・生徒等に対してマスクの着用を促すことも考えられますが、その場合においても着用を強いることのないようにします。

6. 手洗いや咳エチケットを徹底します。

手洗い)・外から教室等に入るときやトイレの後、食事の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないようにします。

咳エチケット)・学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、児童・生徒等や教職員は咳エチケットの徹底を行います。

7. 教室やトイレなどのうち、多くの児童・生徒が手を触れる箇所(ドア、スイッチ、窓、手洗い場、トイレなど)は、1日1回程度、水拭きした後、消毒液(次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清拭を行います。なお、児童・生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することもあります。

8. 気候上可能な限り、常時換気を行います。その際、2方向の窓を同時に開けるなど、外気の導入を行うことで効果的な換気に努めます。また、各教室等にある空気清浄機を常時運転させ、教室内のウイルスの減少に努めます。

9. 常時換気ができない場合は、各授業の途中で数分程度(毎時2回以上)窓を全開にし、換気を行います。また必要に応じてサーキュレーターや扇風機、換気扇などの換気のための補足的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保するよう努めます。

10. 授業等における具体的な活動場所や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童・生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保します。

11. 学校内の濃厚接触者が増えると、学校の一部又は全部で臨時休業を余儀なくされます。学校での教育活動が停止してしまうことのないように、以下のケースに該当しない生活を送るよう指導します。

- ・手で触れることのできる距離(目安として1m)で必要な感染予防対策なしに、累積15分以上の接触やマスクを外して会話をする。
- ・向かい合ったり(目安として1m)、会話をしたりしながら飲食をする。
- ・常時換気又は毎時2回以上の適正な換気を行わず、密閉された空間に一緒にいる。

12. 免疫力を高めるため十分な睡眠、適度な運動やバランスのよい食事を取るよう指導します。

### **(3) 重症化のリスクの高い児童・生徒等への対応について**

医療的ケアを必要とする児童・生徒等や基礎疾患等がある児童・生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、学校での受け入れ体制も含め、学校医にも相談します。

## 2 学習指導に関すること

1. 各教科等の指導において、以下に掲げるものなど、感染リスクが比較的高い学習活動については、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて常時換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施します。

- (例)
- ・ 児童生徒等が近距離で対面形式となるグループワーク等。
  - ・ 児童生徒等がグループで行う実験や観察及び調理実習。
  - ・ 児童生徒等が共同制作等の表現や鑑賞の活動。
  - ・ 体育における児童・生徒等が密集する運動や組み合ったり接触したりする運動。なお、体育館等で実施する場合は十分な換気を行います。
  - ・ 音楽においては、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、児童・生徒の間隔を十分とった隊形で行います。

## 3 学校行事等の実施について

1. 入学式・卒業式等については、児童生徒・教職員・来賓・保護者とも、マスクの着用を求めないことを基本とします。なお、斉唱や合唱時等は、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保するとともに、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて換気を行います。また、来賓や保護者等については、予め名簿等を作成するなど、追跡調査ができるように準備するとともに、当日は着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保します。
2. 修学旅行等、集団での移動・宿泊を伴う旅行的行事については、訪問地の状況把握や、日程、交通手段及び宿泊施設等に応じて感染対策を検討し、保護者の理解を得た上で実施します。
3. 日帰りの校外学習等は、交通手段や訪問地等での感染対策を検討し、実施します。

## 4 部活動に関すること

1. 中学校の部活動については、「葛城市部活動の在り方に関する方針」に則り、平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とします。
2. 練習参加者を把握し、生徒の健康観察を徹底します。生徒に発熱等の風邪症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するように指導します。
3. 練習の直前までや練習終了直後、練習中のミーティング、休憩時、更衣時等においてもマスクの着用を求めませんが、基本的な感染対策を行った上で活動します。
4. 学校長了承のもと練習試合や合同練習等の実施、また、公式大会等への参加を認めます。ただし、練習試合等は感染が拡大している地域では行わないこととします。また、県外での練習試合等は、可能な限り感染防止策を講じることを前提に、保護者の理解を得た上で実施します。
5. 公式大会、発表会等及び練習試合等の観客については、外部会場の場合は施設の使用規定及び主催者の方針に則ることとし、学校会場の場合は関係者限定とします。

## 5 学校給食に関すること

給食の配食を行う児童・生徒及び教職員について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐などの症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等を毎日点検します。適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとるように努めます。

1. 配食の際は、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行います。
2. 全員が食事の前に手洗いをするよう指導を徹底します。また、会食にあたり、1 m 以内で顔が対面にならないような席の配置や距離が取れなければ会話を控えるなどの対策を講じます。

## 6 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で行うよう指導します。

掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うよう指導します。

## 7 休み時間

休み時間中の児童・生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童・生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるように指導します。

会話をする際には一定程度の距離を保つこと、互いの体が接触するような遊びは行わないようにし、手洗いや咳エチケット等を指導します。

## 8 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童・生徒の状況を把握します。

1. 必要に応じてスクールカウンセラー等による支援を行います。
2. 感染者、濃厚接触者とその家族、本感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行います。

## 9 出欠席等について

### (1) 出席停止等の扱いについて

1. 児童・生徒の感染が判明した場合は、原則として、有症状の場合は、発症日から7日間が経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とします。  
無症状の場合は、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目から療養解除を可能とします。加えて、5日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とします。ただし、この対応をする場合は学校への連絡をお願いします。  
なお、有症状の場合は発症日から10日間が経過するまで、無症状の場合は、検体採取日から7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから感染予防行動の徹底が求められています。毎朝の検温等の体調観察を徹底し、ハイリスクの方が通う場所への出入りを控えるなどの行動の自粛を求めます。また、体育、部活動、登下校時においても熱中症のリスクがない場面ではマスクを着用することを推奨します。
2. 児童・生徒が濃厚接触者となった場合の出席停止期間は、感染者と最後に接触した日（同居者の場合は、家庭内で感染対策を開始した日）の翌日から起算して5日間とし6日目から解除します。ただし、同居家族の中で別の家族が感染した場合は改めてその家族の発症日の翌日から5日間の自宅待機とします。また、無症状の場合に限り、2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合は3日目からの登校を可能とします。ただし、この対応をする場合は学校への連絡をお願いします。また、その場合は、7日間が経過するまでは毎朝の検温等の体調観察を徹底し、マスクの着用やハイリスクの方が通う場所への出入りを控えるなどの行動の自粛を推奨します。
3. 同居家族が濃厚接触者となった場合、同居家族に症状がない場合は、原則、登校を控える必要はありません。ただし、感染拡大の観点から、あるいは保護者の意向等で登校を控える方が望ましいと判断した場合は、学校の実情に合わせて柔軟に対応します。（欠席にはなりません。）  
また、同居家族に症状がある場合は、登校を控えてください。（欠席にはなりません。）
4. 児童・生徒が発熱等の風邪の症状で欠席する場合は、出席停止とします。
5. 児童・生徒や家庭の方がPCR検査を受けることになった場合や、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合及び濃厚接触者に特定された場合には、速やかに学校に連絡してください。また、これらの場合は、児童・生徒の登校は控えてください。（欠席にはなりません。）
6. 出席停止とした場合、学習に著しい遅れが生じることのないよう、ご家庭と連携を取り必要な対応に努めます。
7. 新型コロナワクチンの接種後に発熱等の症状が見られ欠席する場合は、出席停止とします。

## 10 教職員の健康管理について

1. 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に健康チェックを行います。
2. 風邪の症状が見られるときには、決して無理せず自宅で休養させます。出勤後に発熱等体調が悪

なくなった場合は、帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意させます。

3. 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合は、保健所からの指示に従います。
4. 教職員が濃厚接触者に特定された場合、緊急的な対応として、一定の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、毎日（最終接触日から3日が経過するまで）の検査による陰性確認により、継続して業務従事を可能とします。（一定の要件及び注意事項は、令和4年7月28日付け事務連絡「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」を参照のこと）

## **11** 臨時休業の実施について

### **(1) 新型コロナウイルス感染症への感染等が判明した場合**

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、学校医等と相談の上、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合があります。

1. 感染した児童・生徒及び濃厚接触者は出席停止とし、教職員は自宅待機とします。
2. 児童・生徒や教職員の感染が判明し、その発症日（無症状の場合は陽性確定に係る検体採取日）の2日前から登校があった場合、必要に応じて濃厚接触者の特定に要する期間を臨時休業とすることができます。感染拡大の可能性が低いと考えられる場合は、臨時休業を終了し、通常授業に戻ることにします。
3. 臨時休業の対象を、学級、学年、全校のいずれかとします。なお、学級、学年、全校の各単位における臨時休業の判断のめやすは以下のとおりとします。

#### **【学級閉鎖】**

- ・以下①から④のいずれかに該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施を検討します。

①同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合

②同一の学級において感染が確認された児童・生徒等が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する児童・生徒等が複数いる場合

③その他、設置者が必要と判断した場合

（ただし、学校に感染可能期間に来ていない児童・生徒等の発症は除きます。）

※上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点から、例えば、同一の学級において、複数の生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほかの学級内の他の児童・生徒に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行わないこともあります。

#### **【学年閉鎖】**

- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

#### 【学校全体の臨時休業】

- ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

#### 4. 濃厚接触者等の候補の考え方

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する児童・生徒等及び教職員とします。

- ・感染者と同居又は長時間の接触があった者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者
- ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と累積15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）
- ・毎時2回以上の適正換気を行わずに密閉された空間にいた者
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

### （2）学習指導に関すること

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため（1）2. 3. により臨時休業を実施する場合は、家庭学習を課す等の必要な措置を行うとともに、可能な限り早期にオンラインによる授業配信や双方向によるオンライン学習支援を実施します。また、感染者や濃厚接触者等として出席停止の措置を取っている児童・生徒がいる場合も双方向によるオンライン学習支援を実施します。

### （3）登校日の設定について

長期間の臨時休業となった場合は、児童・生徒の学習状況の確認や生徒指導、児童・生徒の健康観察を適切に行う観点から、実態に応じて登校日を適切に設定することを考えます。